

平成二十一年十一月五日提出
質問 第五三三号

外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

過去の答弁書において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人のうち、平成二十一年四月二十一日現在、外務省が所管している法人の数は二百十四であることが明らかにされている。右について、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うたところ、同年十月一日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七二第一五号。以下、「政府答弁書」という。）では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、外務省が所管している法人のこれまでの経緯等に関する確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 過去の答弁書では、平成十九年度において、外務省は社団法人国際交流サービス協会と約千万円、社団法人国際フレンドシップ協会と約千万円の一般競争入札による事業契約を結んでいることが明らかにされている。過去の質問主意書で、右二法人との事業契約はどの様なものと問うたところ、過去の答弁書で

は「先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第六〇一号）一についてでお答えした契約は、いずれも外務省の所掌事務に関する業務を各法人が実施するものである。」との答弁がなされている。右答弁にある「外務省の所掌事務に関する業務」のうち、右の二法人が行っている事業は具体的にどの様なものであるのか、前政権の答弁書では何ら具体的な説明はなされていなかったが、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

三 過去の答弁書では、平成十九年度において、外務省は十六法人と随意契約による事業契約を結んでいるとの答弁がなされている。過去の質問主意書で、右十六法人との事業契約はどの様なものかと問うたところ、過去の答弁書では「先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第六〇一号）二についてでお答えした契約は、いずれも外務省の所掌事務に関する業務を各法人が実施するものである。なお、これら法人との随意契約を結ぶことになった理由については、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右の様に、前政権の答弁書では、「外務省の所掌事務に関する業務」のうち、右の十六

法人が行っている事業はどの様なものか、何ら具体的な説明はなされていなかったが、鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

四 三の答弁には「これら法人との随意契約を結ぶことになった理由については、一概にお答えすることは困難である。」とある。外務省として、然るべき理由の下、十六法人と随意契約を締結するに至ったと史料する。前政権の答弁書では、その理由は一切明らかにされなかったが、鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

五 過去の答弁書では、平成十七年度、十八年度において外務省が一般競争入札及び随意契約により事業契約を結んでいる法人名、契約内容、契約額について「先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第六〇一号）一について及び二についてでお答えしたとおり、調査に膨大な作業を要するため、現時点でお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。同省として、右の問いに答えるのにどれくら

いの期間を要すると認識しているか。鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

六 五の期間を過ぎての答弁の提出に応じることは可能であるところ、平成十七年度、十八年度において外務省が一般競争入札及び随意契約により事業契約を結んでいる法人名、契約内容、契約額について明らかにすることを求める。鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

右質問する。